別紙３

上勝町の給与・定員管理等について

１　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（６年１月１日）	歳　出　額 A	実質収支	人　件　費 B	人件費率 B／A	(参考) ４年度の人件費率
５年度	人 1,402	千円 3,189,496	千円 359,184	千円 477,772	% 15.0	% 15.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費			
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B
５年度	人 48	千円 176,598	千円 27,903	千円 67,394	千円 271,895

(参考)一人当たり給与費 B／A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 5,664	千円 5,514

（注）１　職員手当には退職手当を含まない。
２　職員数は、５年４月１日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
３　給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況

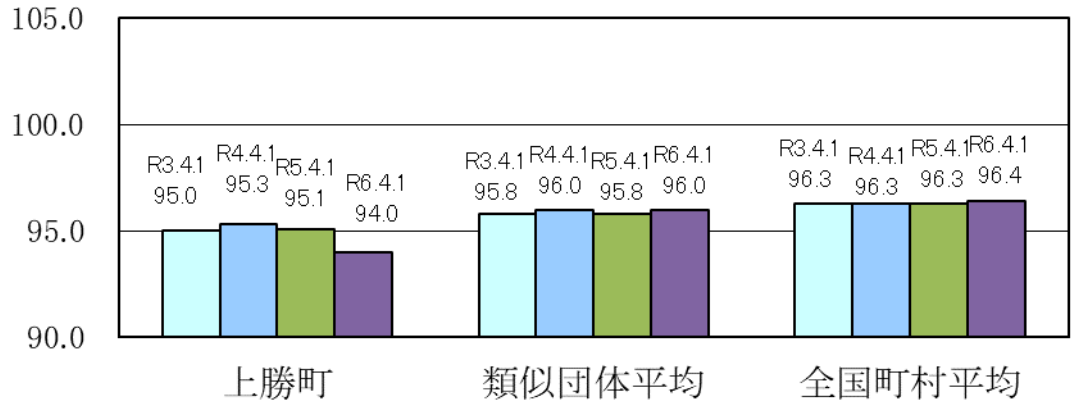

（注）１　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
２　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※令和６年４月１日のラスパイレス指数が、①３年前に比べ１ポイント以上上昇している場合、②３年連続で上昇している場合、③100 を超えている場合について、その理由

該当なし

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

［ (実施)　未実施］

（給料表の改定実施時期）平成２７年４月１日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均 2.0%引下げ。若年層の初任給等については引き下げを行わず高齢層について引下げを実施。激変緩和のため経過措置（現給保障）を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（６年４月１日現在）

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
上勝町	43.6歳	303,024円	342,786円	315,571円
徳島県	42.4歳	321,156円	410,148円	362,985円
国	42.1歳	323,823円	－	405,378円
類似団体	41.0歳	299,781円	343,406円	328,800円

②技能労務職

区　分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
上勝町	61.0　歳	2　人	252,600　円	258,900　円	252,600　円	ー	ー　歳	ー　円	
うち用務員	61.0　歳	2　人	252,600　円	258,900　円	252,600　円	他に分類されない業務	49.1　歳	244,800　円	1.06
うちその他	歳	人	円	円	円		歳	円	
徳島県	53.9　歳	149　人	308,506　円	-　円	339,367　円	ー	ー　歳	ー　円	
国	51.2　歳	1,829　人	288,144　円	-　円	330,553　円	ー	ー　歳	ー　円	
類似団体	49.2　歳	2　人	285,856　円	-　円	301,319　円	ー	ー　歳	ー　円	

区　分	参考		
	年間ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
上勝町	4,030,999　円	3,297,300　円	1.22
うち用務員	4,030,999　円	3,297,300　円	1.22
うちその他	円	円	

※ 民間データーは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和3年度～令和5年度の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれの平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③看護・保健職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
上勝町	41.0歳	303,100円	346,889円	327,967円
徳島県	40.6歳	316,903円	388,822円	345,624円
国	48.1歳	325,124円	ー	365,921円
類似団体	43.8歳	304,619円	350,474円	322,199円

（注）1　「平均給料月額」とは、6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（6年4月1日現在）

区　分		上勝町	徳島県	国
一般行政職	大学卒	196,200円	202,400円	196,200円
	高校卒	166,600円	170,900円	166,600円
技能労務職	高校卒	162,100円	169,000円	ー
	中学卒	ー　円	159,500円	ー
医療職(看護師等)	大学卒	228,500円	ー　円	ー
	短大3卒	218,800円	ー　円	ー

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（６年４月１日現在）

区　　分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	268,114円	325,550円	376,160円	－　円
	高校卒	234,900円	－　円	350,550円	384,250円
技能労務職	高校卒	－　円	－　円	－　円	－　円
	中学卒	－　円	－　円	－　円	－　円
看護･保健職	大学卒	－　円	－　円	－　円	－　円
	短大卒	－　円	－　円	－　円	－　円

技能労務職、看護保健職は１名ずつになり個人が特定されるため記載していない

３　一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（６年４月１日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	１号給の給料月額	最高号給の給料月額
６　級	参事の職務及び特に重要な業務を所掌する会計管理者,室長,課長,事務局長の職	人 4	% 9.8	円 323,100	円 411,300
５　級	会計管理者,室長,課長,事務局長の職務及び困難な業務を所掌する主幹,課長補佐の職務	人 8	% 19.5	円 295,400	円 394,000
４　級	主幹,課長補佐の職務及び特に高度な知識,又は経験を必要とする業務を処理する主席,係長の職務	人 8	% 19.5	円 271,600	円 382,000
３　級	主席,係長,事務主任の職務	人 6	% 14.6	円 240,900	円 351,000
２　級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事,用務員の職務	人 6	% 14.6	円 208,000	円 305,200
１　級	定型的な業務を行う主事,主事補,用務員の職務	人 9	% 22.0	円 162,100	円 249,400

（注）１　上勝町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

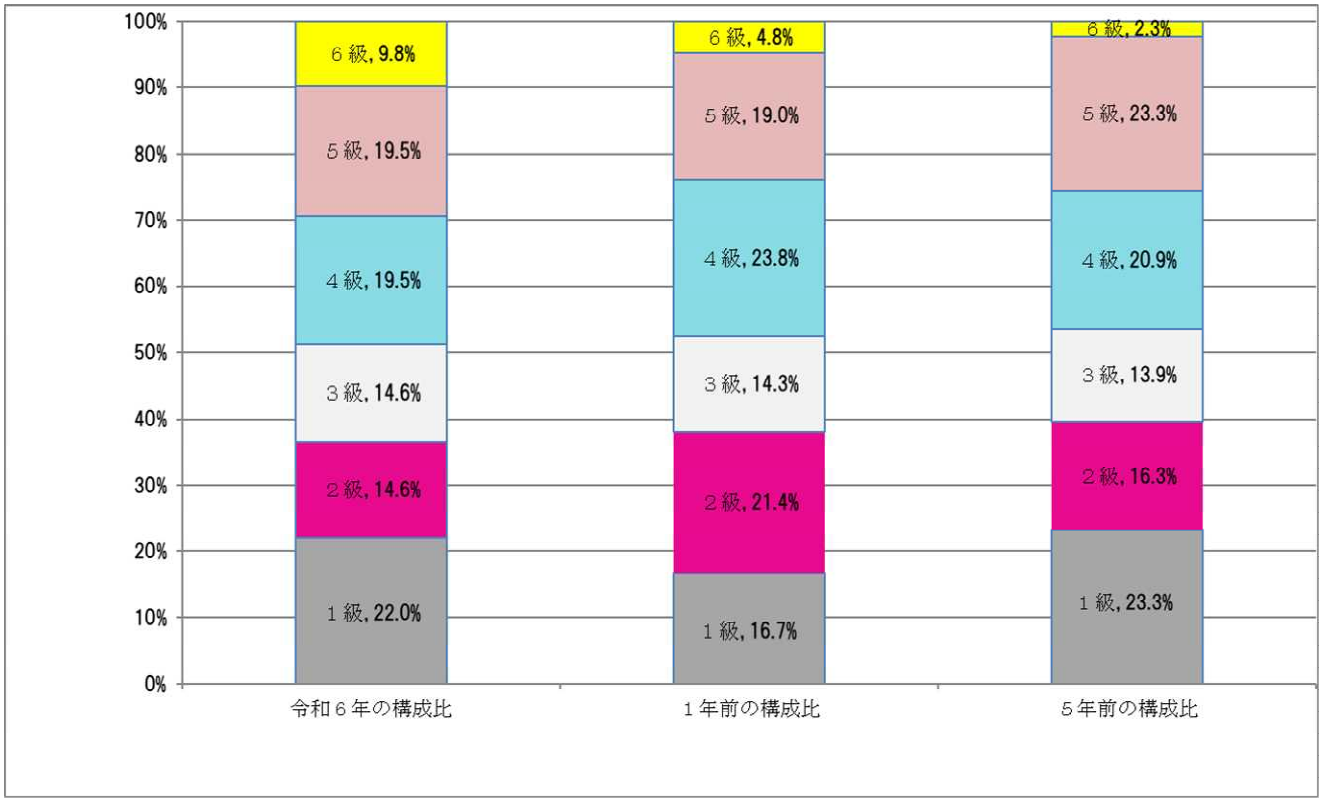

（注）　平成１８年に８級制から６級制に変更している。（旧給料表の１級及び２級並びに４級及び５級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（６年４月１日現在）

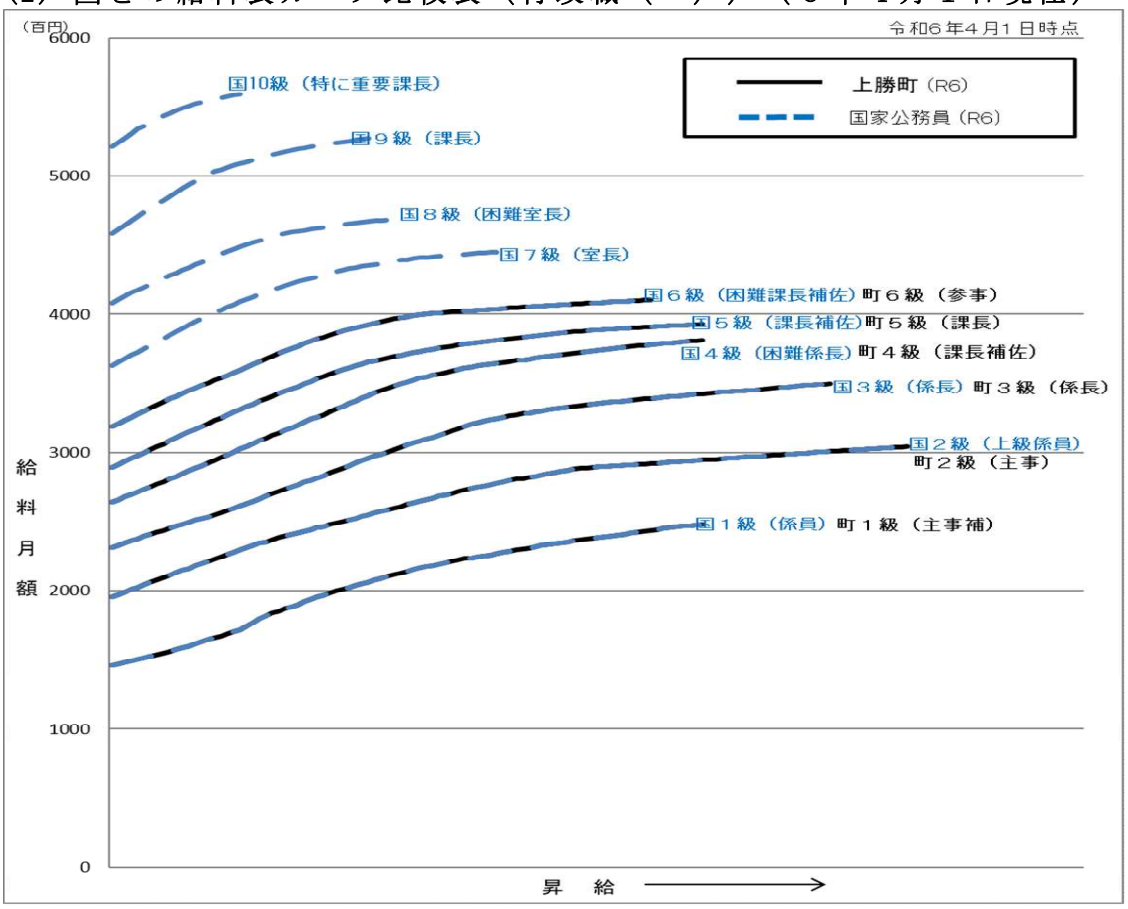

（３）昇給への人事評価の活用状況（上勝町）

令和６年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分		○		○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ．人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

４　職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

上　勝　町	徳　島　県	国
1人当たり平均支給額(５年度) 1,423千円	1人当たり平均支給額(５年度) 1,691千円	－
（５年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.45月分　2.05月分 (1.375)月分　(0.975)月分	（５年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.45月分　2.05月分 (1.375)月分　(0.975)月分	（５年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.45月分　2.05月分 (1.375)月分　(0.975)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5～15％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5～20％ 管理職加算　23～25％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5～20％ 管理職加算　10～25％

（注）　(　)内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（上勝町）

令和６年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している		○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率		○		○
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）				
ロ．人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

(2) 退職手当（６年４月１日現在）

上　　勝　　町		国	
（支給率）	自己都合　応募認定・定年	（支給率）	自己都合　応募認定・定年
勤続２０年	19.6695月分　24.586875月分	勤続２０年	19.6695月分　24.586875月分
勤続２５年	28.0395月分　33.27075月分	勤続２５年	28.0395月分　33.27075月分
勤続３５年	39.7575月分　47.709月分	勤続３５年	39.7575月分　47.709月分
最高限度	47.709月分　47.709月分	最高限度	47.709月分　47.709月分
その他の加算措置	2～45%加算	その他の加算措置	
（退職時特別昇給	なし　）		
1人当たり平均支給額	10,012千円	定年前早期退職特別加算（割増率2～45%）	

（注）　退職手当の１人当たり平均支給額は、３．４年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（６年４月１日現在）

当町該当なし

(4) 特殊勤務手当（６年４月１日現在）

支給実績（５年度決算）			197,000円	
支給職員１人当たり平均支給年額（５年度決算）			17,909円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（５年度）			19.64%	
手当の種類（手当数）			7	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（５年度決算）	左記職員に対する支給単価
税務特殊勤務手当	税務課職員	町税等の賦課徴収業務	48千円	月額2,000円
伝染病作業手当	従事した職員	伝染病防疫業務	0千円	１件当たり 1,000 円
医師手当	診療所医師	救急患者等の往診等	0千円	予算の範囲内で町長が別に定める
精神保健業務手当	従事した職員	精神保健指定医の診察立会	0千円	日額 500 円
死体処理手当	従事した職員	死体処理業務	0千円	１件当たり 1,000 円
野犬処理手当			2千円	１件当たり500円
現場作業手当	建設課職員	建設工事等の現場監督業務	147千円	月額3,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（５年度決算）	8,796千円
職員1人当たり平均支給年額（５年度決算）	220千円
支給実績（４年度決算）	9,784千円
職員1人当たり平均支給年額（４年度決算）	257千円

（注）　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（５年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（６年４月１日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（５年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（５年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者　　月額6,500円 ・22歳の年度末までの間にある子　　月額10,000円 ・その他扶養親族 月額6,500円 ※１６歳の年度初めから22歳の年度末までの間にある子一人につき5,000円加算	同		6,861千円	236,599円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃を支払っている職員 【借家・借間居住者】 ・家賃23,000円以下 家賃－12,000円 ・家賃23,000円超 （家賃の額－23,000円）／2＋11,000円 ※最高支給限度額　27,000円	同		2,153千円	165,596円
通勤手当	通勤のため、自動車等を使用する職員等に支給 ・1ｋｍ以上２ｋｍ未満 月額 2,400 円 ・2ｋｍ以上６ｋｍ未満 月額 4,200 円 ・6ｋｍ以上 10ｋｍ未満 月額 6,000 円 ・10km 以上 月額 8,400 円	異	2㎞以上に支給	3,759千円	73,706円
管理職手当	管理、監督の地位にある職員の内規則で定める職にある職員に支給・手当額は職務の級及び役職に応じて定額を支給	同		7,065千円	470,908円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 ・勤務一回につき5,000円	同		2,851千円	86,382円
管理職特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 ・勤務１回につき、勤務に応じ4,000円～6,000円	同		0円	0円

５　特別職の報酬等の状況（６年４月１日現在）

区分		給料月額等	
給料	市区町村長	727,000円 （　　－　円）	（参考）類似団体における最高／最低額 846,800円／　528,000円
	副市町村長	582,000円 （　　－　円）	677,700円／　481,000円
報酬	議長	257,000円 （　　－　円）	400,000円／　203,000円
	副議長	218,000円 （　　－　円）	314,000円／　130,000円
	議員	182,000円 （　　－　円）	290,000円／　109,000円
期末手当	市区町村長 副市町村長	（５年度支給割合） 3.40　月分	
	議長 副議長 議員	（５年度支給割合） 3.40　月分	
退職手当		（算定方式）／（１期の手当額）／（支給時期）	
	市区町村長	727,000円×43.5 /100×在職月数／15,179,760円／任期毎	
	副市町村長	582,000円×25.75/100×在職月数／7,193,520円／任期毎	
	備考		

（注）１　給料及び報酬の（　）内は、減額措置を行う前の金額である。
　　２　退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

６　職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年４月１日現在）

部門	区分		職員数 5年	職員数 6年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	1		
		総務	17	15	▲２	人事異動による減
		税務	4	4		
		民生	6	5	▲１	育児休業者復職調整による減
		衛生	4	4		
		農林水産	6	7	＋１	人事異動による増
		商工	0	0		
		土木	5	5		
		計	43	41	▲２	＜参考＞ 人口１万人当たり職員数　292.44人 （類似団体の人口１万人当たりの職員数　204.97人）
	教育部門		5	6	＋１	育児休業予定者補充要員による増
	消防部門					
	小計		48	47	▲１	＜参考＞ 人口１万人当たり職員数　335.24人 （類似団体の人口１万人当たりの職員数　241.46人）
公営企業等会計部門	国保		1	1		
	介護		1	1		
	後期		0	0		
	病院（診療所）		6	6		
	その他					
	小計		8	8		
合計			56 [79]	55 [79]	▲１ [79]	＜参考＞ 人口１万人当たり職員数　392.30人

（注）１　職員数は一般職に属する職員数である。
　　２　[　　]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（６年４月１日現在）

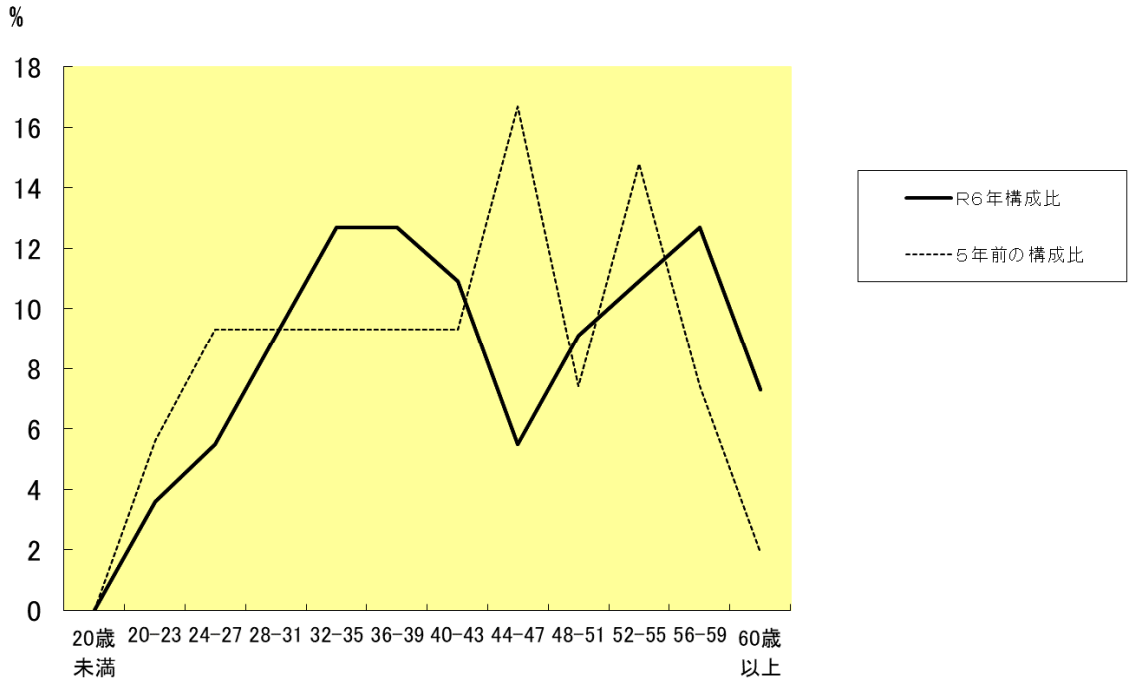

区　分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 0	人 2	人 3	人 5	人 7	人 7	人 6	人 3	人 5	人 6	人 7	人 4	人 55

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別＼年度	元年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	41	45	43	44	43	41	0（ 0.0%）
教育	4	4	4	5	5	6	2（50.0%）
普通会計計	45	49	47	49	48	47	2（ 4.4%）
公営企業等会計計	9	9	9	8	8	8	▲1（11.1%）
総合計	54	58	56	57	56	55	1（ 1.9%）

（注）1　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2　合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。